


フリーランス保護法について

2024年11月1日より、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス・事業者間取引適正化等法）が施行されますので簡単にご紹介します。（広報リーフレットより一部抜粋しております。）

【フリーランス保護法の背景・内容】

働き方の多様化が進み、フリーランスが社会に普及してきた一方で、取引先との関係で、報酬の不払やハラスメントなど様々な問題やトラブルが明らかになっています。個人であるフリーランスと、組織である発注事業者の間における交渉力などの格差是正等、フリーランスが安心して働ける環境を整備するために制定されました。

発注事業者	義務項目	フリーランス
<ul style="list-style-type: none"> ■ フリーランスに業務委託をする事業者 ■ 従業員を使用していない <small>※フリーランスに業務委託するフリーランスも含まれます。</small>	➡ ①	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務委託の相手方である事業者 ・ 従業員を使用していない 
<ul style="list-style-type: none"> ■ フリーランスに業務委託をする事業者 ■ 従業員を使用している 	➡ ①、②、④、⑥	
<ul style="list-style-type: none"> ■ フリーランスに業務委託をする事業者 ■ 従業員を使用している ■ 一定の期間以上行う業務委託である <small>※「一定の期間」は、③は1か月、⑤⑦は6か月です。契約の更新により「一定の期間」以上継続して行うこととなる業務委託も含まれます。</small>	➡ ①、②、③、④、⑤、⑥、⑦	
義務項目	具体的な内容	
① 書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合、書面等により、直ちに、次の取引条件を明示すること 「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」「発注事業者・フリーランスの名称」「業務委託をした日」「給付を受領/役務提供を受ける日」「給付を受領/役務提供を受ける場所」「（検査を行う場合）検査完了日」「（現金以外の方法で支払う場合）報酬の支払方法に関する必要事項」	
② 報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと	
③ 禁止行為	フリーランスに対し、1か月以上の業務委託をした場合、次の7つの行為をしてはならないこと ● 受領拒否 ● 報酬の減額 ● 返品 ● 買ったたき ● 購入・利用強制 ● 不当な経済上の利益の提供要請 ● 不当な給付内容の変更・やり直し	
④ 募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 ・ 虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ・ 内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと	
⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮	6か月以上の業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと (例) ・ 「子の急病により予定していた作業時間の確保が難しくなったため、納期を短期間繰り下げたい」との申出に対し、納期を変更すること ・ 「介護のために特定の曜日についてはオンラインで就業したい」との申出に対し、一部業務をオンラインに切り替えられるよう調整すること など ※やむを得ず必要な配慮を行うことができない場合には、配慮を行うことができない理由について説明することが必要。	
⑥ ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関し、次の措置を講じること ①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発、②相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応 など	
⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示	6か月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、 ・ 原則として30日前までに予告しなければならないこと ・ 予告の日から解除日までにフリーランスから理由の開示の請求があった場合には理由の開示を行わなければならないこと	

労働保険・社会保険・人事労務・年金等について疑問や悩み、相談がありましたら

長谷部 崇 まで お問い合わせください。

☎ 018-893-5385 📠 018-893-5386

✉ arcept-th@clear.ocn.ne.jp HP <http://hasebe-sr.com/>

